

京都市消防局訓令甲第8号

各 部
消 防 学 校
各 消 防 署

京都市消防装備規程の一部を次のように改正する。

平成27年3月31日

京都市消防局長 杉本 栄一

第29条中「相当な」を削る。

第34条を次のように改める。

(報告)

第34条 所属長は、半期(4月から9月まで又は10月から翌年3月までの期間をいう。以下同じ。)ごとに消防機械使用報告書(第11号様式)、消防用ホース保管状況報告書(第12号様式)及び消火薬剤使用報告書(第13号様式)を作成し、当該半期の翌半期の初日から14日以内に局長に報告するものとする。

別表第1 消防機械の項中 「

」 を 「

」 に改める。

第11号様式注以外の部分中「消防機械使用月報」を「消防機械使用報告書」に、「(年 月分)」を「(年度 半期分)」に、「あて先」を「宛先」に、「その他の液体燃料」を「その他液体燃料」改め、同様式注2中「月報」を「報告書」に、「その他の液体燃料」を「その他液体燃料」に、「すべて」を「全て」に改め、同様式注4中「月中」を「期間」に改める。

第12号様式中「消防用ホース保管月報」を「消防用ホース保管状況報告書(年度 半期分)」に、「あて先」を「宛先」に、

「

山林用(青色)			
上記以外の50ミリ(白色)			

」 を 「

「

上記以外の 50ミリ（白色）			
-------------------	--	--	--

に、

「

40ミリ			
------	--	--	--

を

「

40ミリ			
25ミリ			

に改める。」

第13号様式を次のように改める。

第13号様式(第34条関係)

消 火 薬 剤 使 用 報 告 書 (年 度 半 期 分)

(宛 先) 消 防 局 長	年 月 日
所 属 長	

消 火 薬 剤 名	使 用 量		受 入 量	現 在 量
	災 害	訓 練		
エアフォーム(3%)				
メガフォーム				
ハイフォーム				
浸透剤 (クラスA)				
ドライケミカル (BC粉末)				
乳化剤 (スノーラップ)				

注 消火薬剤の単位は、ドライケミカルはkgとし、それ以外はLとする。

附 則

この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(消防局警防部装備課)